

質問と回答は以下のとおりです。

2025年3月14日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	0	プロポーザル様式2-1内の必要書類のチェック・リストにかかる質問	<p>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドラインの改正についてのウェブページからダウンロードできる様式のうち、様式2-1のチェック・リストにかかる質問です。 (<a href="https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.jica.go.jp%2Fabout%2Fannounce%2Fmanual%2Fguideline%2Fconsultant%2F_icsFiles%2Ffieldfile%2F2025%2F03%2F10%2Fform.0101.0203.05.20250303.docx&amp;wdOrigin=BROUSELINK">https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.jica.go.jp%2Fabout%2Fannounce%2Fmanual%2Fguideline%2Fconsultant%2F_icsFiles%2Ffieldfile%2F2025%2F03%2F10%2Fform.0101.0203.05.20250303.docx&amp;wdOrigin=BROUSELINK</a>)</p> <p>同チェックリストの④見積書欄において、※印以降に「PDFにパスワードを設定し、別途メールで送付」と記載されています。 一方、本案件の公告(4ページ)では、「別見積書はパスワードを設定したPDFファイルとして格納してください」と指示されており、提出方法が「メール送付」と「JICA PARTNERへの格納」で異なっています。 このような相違がある中で、応札する際にウェブページにアップロードされている様式2-1をそのまま使用して問題ないか、ご回答のほどお願いいたします。</p>	<p>本件は一般競争入札(総合評価落札方式-ランブサム型)ですので、見積書の提出はありません。 つまり、様式2-1のチェックリスト④の記述は本件の場合、対象外となります。</p> <p>一方、「公告」(4ページ)の記述「3)別見積」は、「別見積」がある場合の提出方法についての説明です。 こちらは、別途JICA側から事前に通知されたパスワードを付しての提出となります。</p> <p>「技術提案書」のみの提出であれば、「公告」4ページの「1)技術説明書」①、②の説明に従ってご提出ください。</p>
2	11	第3条 実施方針及び留意事項 (3)環境社会配慮	<p>「環境アセスメント報告書案、住民移転計画案の追補に係る支援を行う。」と記載がありますが、第4条業務の内容(1)①では「追加の分析・検討を行い、既存EIAの追補を作成する。」、(2)住民移転計画の①では「追加の分析・検討を行い、既存RAPの追補を作成する。」との記載となっています。 貴機構の意図するところは、第3条(3)の通り「EIAやRAPの追補に係る支援を行う。」という理解で宜しいでしょうか。</p>	ご理解の通りです。
3	11	第2章 特記仕様書 第4条 業務の内容 (1) 環境アセスメント	EIAの現地国での承認手続きの状況をご教示頂けないでしょうか。	実施機関での承認時期について、正確な情報は把握できておりませんが、実施機関及び世界銀行は2025年度第1四半期の公開を目指しており、現在世界銀行にてレビュー作業が行われていると伺っております。進捗について引き続きフォローいたします。
4	11	第4条 業務の内容(1)環境アセスメント②	環境アセスメント報告書に関する調査は、それぞれア～サの内容が記載されているかを確認するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	11	第2章 特記仕様書 第4条 業務の内容 (1)環境アセスメント①概要、(2)住民移転計画①、第5条 報告書等	必要な場合、既存EIAの追補及び既存RAP追補を作成すること(p11、p12)となっておりますが、第5条の報告書等のリストでは、「環境アセスメント案追補」及び「RAP案追補」は、双方ともに和文で提出することになっています(p15)。EIA・RAPの追補は、作成段階から現地国実施機関等との情報共有等が必要になると考えられることから、英語版での作成は必須と考えますが和文版は必要でしょうか。	ご指摘を踏まえ、第5条報告書等(p15)の表中、環境アセスメント案(追補)、住民移転計画案(追補)につきましては、和文は不要、英文のみ作成いただくことと致します。
6	11	第4条 業務の内容(1)環境アセスメント① 第4条 業務の内容(2)住民移転計画①	当該項目の中で「追加の分析・検討を行い」との記載がありますが、レビュー対象報告書に不足が判明して業務量の目途を超える追加の分析・検討や現地再委託が必要な調査が必要と判断される場合は、別途貴機構に相談の上、変更契約の対象とする、という理解で宜しいでしょうか。	追加の分析・検討や現地再委託が必要な調査が必要と判断される場合、基本的には実施機関にて対応して頂く想定です。 ただし、実施機関との協議を経て、JICAが同調査を支援すべきと考えられる場合には、必要に応じて本業務受注者の方と相談の上、変更契約を行う可能性もございます。
7	12	第4条 業務の内容(1)環境アセスメント③ 第4条 業務の内容(2)住民移転計画②	「報告書内の環境社会配慮該当箇所を作成する。」と記載がありますが、カテゴリB執筆要領に従ってドラフト・ファイナル・レポートおよびファイナル・レポートを作成する、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	15	第2章 特記仕様書 第4条 業務の内容 (2)住民移転計画① サ)住民参加の確保	住民移転計画に係る業務の「住民参加の確保」にて、「なお、住民協議等に必要となる費用は再委託費等を含むこととする」とありますが、住民協議等を実施する主体はRAPドラフト等を作成している実施機関との理解です。今回、再委託費を計上するというのでしょうか。	ご理解の通り、住民協議等を実施する主体は実施機関となりますので、今次再委託費の計上は不要です。 ただし、実施機関との協議を経て、JICAが実施機関の対応を支援すべきと考えられる場合には、必要に応じて本業務受注者の方と相談の上、再委託を追加する等、変更契約を行う可能性もございます。
9	15	第2章 特記仕様書 第5条 報告書等	ファイナル・レポート(先行公開版)は2穴ファイル綴りの簡易製本、ファイナル・レポート(公開版)はくろみ製本でしょうか。もしくは2種類ともくろみ製本でしょうか。	先行公開版、公開版ともに「製本版」となります。 「簡易製本」は認められません。
10				

11				
12				
13				
14				
15				

16				
17				
18				
19				
20				

以上